

平成18年5月24日

各 位

会社名 京福電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 山村 勝保
(コード番号9049 大阪(第2部))
問合せ先 管理本部部長 長尾 拓昭
(TEL 075-841-9381)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月28日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)、「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等につき、インターネット開示によるみなし提供を可能とするため、第18条を新設するものであります。
- ② 必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第24条を新設するものであります。
- ③ 会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等をあわせて行うものであります。
- ④ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- ⑤ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- ⑥ 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月28日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年6月28日(水曜日)

以 上

別紙

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は京福電気鉄道株式会社という。</p> <p>(本店の所在地) 第 2 条 当社は本店を京都市におく。</p> <p>第 3 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は京都市で発行する京都新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は 8,000 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式数、及び単元未満株券の不発行) 第 5 条の 2 当社の 1 単元の株式の数は 1,000 株とする。 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。 但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>第 6 条 (記載省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、<u>京福電気鉄道株式会社と称する。</u> (本店の所在地) 第 2 条 当社は、<u>本店を京都市に置く。</u></p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>取締役会</u>2 <u>監査役</u>3 <u>監査役会</u>4 <u>会計監査人</u> <p>(公告の方法) 第 5 条 当社の公告は、<u>京都市で発行する京都新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,000 万株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の<u>単元株式数は、1,000 株</u>とする。 2 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u> (以下「単元未満株式」という。) に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>第 9 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第7条 <u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の再交付、株券喪失登録の手続、单元未満株式の買取、その他株式に関する取扱は取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式について名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、单元未満株式の買取、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社では取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使し得る株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3月以内に、臨時株主総会は必要ある毎に招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(議 長)</p> <p>第11条 <u>株主総会の議長は社長がこれにあたる。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 <u>当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>2 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="177 309 786 376">社長事故あるときは<u>副社長又は他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p data-bbox="165 501 300 533">(決議方法)</p> <p data-bbox="148 539 786 651">第12条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p data-bbox="258 658 786 801">商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p data-bbox="165 927 411 958">(議決権の代理行使)</p> <p data-bbox="148 965 786 1077">第13条 株主又はその法定代理人は当会社の議決権を行使し得る株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p data-bbox="258 1084 786 1151">但し、株主又は代理人は委任状を当会社に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="165 1240 272 1272">(議事録)</p> <p data-bbox="148 1279 786 1346">第14条 株主総会の議事録には議長及び出席取締役が署名する。</p> <p data-bbox="389 1626 496 1657">(新 設)</p>	<p data-bbox="938 309 1155 340">し、議長となる。</p> <p data-bbox="914 347 1457 490">2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="842 524 1007 555">(決議の方法)</p> <p data-bbox="825 562 1457 705">第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="914 712 1457 878">2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p data-bbox="842 920 1091 952">(議決権の代理行使)</p> <p data-bbox="825 958 1457 1070">第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p data-bbox="914 1077 1457 1167">2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p data-bbox="842 1240 949 1272">(議事録)</p> <p data-bbox="825 1279 1457 1422">第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p data-bbox="831 1503 1457 1570">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="825 1576 1457 1877">第18条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第 1 5 条 当会社に取締役 14 名以内を<u>おく</u>。</p> <p>(選 任) 第 1 6 条 取締役は株主総会で選任する。 前項の選任にあたっては総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。 取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(代表取締役等) 第 1 7 条 当社を代表すべき取締役は取締役会でこれを定める。 取締役会の決議をもって取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。</p> <p>(任 期) 第 1 8 条 取締役の任期は就任後 2 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第 1 9 条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数) 第 1 9 条 当会社に取締役 14 名以内を置く。</p> <p>(選任方法) 第 2 0 条 (現行どおり) 2 取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 2 1 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(任 期) 第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第 2 3 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 2 4 条 当社は、会社法第 3 7 0 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第 2 5 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p>第20条 当社の取締役会に関する事項は取締役会が定める取締役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 当社に監査役4名以内をおく。</p> <p>(選任)</p> <p>第22条 監査役は株主総会で選任する。 前項の選任にあたっては総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第23条 監査役の互選をもって常勤の監査役を定める。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>第25条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 当社の取締役会に関する事項または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり) 2 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会) <u>第26条</u> 当社の監査役会に関しては監査役会が定める監査役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(決算期) <u>第27条</u> 当社は毎年4月1日より翌年3月31日までを営業年度とし、営業年度の末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金) <u>第28条</u> 当社の利益配当は毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</p> <p>(中間配当) <u>第29条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当金として金銭の分配を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) <u>第30条</u> 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、その配当金は当会社に帰属する。</p>	<p>(監査役会規則) <u>第34条</u> 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等) <u>第35条</u> 監査役報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) <u>第36条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第37条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当) <u>第38条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) <u>第39条</u> 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第<u>1</u>条 第24条第1項（任期）の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のおり任期は3年とする。</p> <p>第2条 この附則は、前条に定める監査役の任期満了後削除するものとする。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>